

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人九十九会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
※当法人では、常勤の理事を設置していない。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

2 理事長及びこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の理事の報酬総額は、年間25万円以内とする。
- 4 この法人の監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会等会議への出席	6,000円 (日置市並びに隣接市町村)
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	9,100円 (その他の場合)

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	6,000円 (日置市並びに隣接市町村)
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	9,100円 (その他の場合)

(2) 監事

	日 額
監事監査、監査立会、研修会等への出席	8,000円
理事会等会議への出席	6,000円 (日置市並びに隣接市町村)
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	9,100円 (その他の場合)